

ことばと主観性 —— 認識動詞構文再考 ——

阿 部 忍

キー・ワード：認識動詞構文・引用節タイプと連用形タイプ・主観性

0. はじめに

本稿では、次の(1)(2)のような、「認識動詞構文」と呼ばれる構文について考察を進める。

- (1) 太郎は花子の横顔を美しいと思った。
- (2) 太郎は花子の横顔を美しく思った。

(1)では、名詞句「横顔」がヲ格で標示され、引用節「美しいと」が、「思った」という認識を表す主文末の動詞（認識動詞）とともに現れている。このようなタイプの構文を、ここでは仮に、認識動詞構文の「引用節タイプ」と呼ぶことにする。

(2)では、名詞句「花子の横顔」がヲ格で標示される点と、主文述語が「思った」という認識動詞である点は同じだが、動詞の前に現れるものが引用節ではなく「美しく」という形容詞連用形である点が異なる。このようなタイプの構文を、ここでは認識動詞構文の「連用形タイプ」と呼ぶことにする。

(1)のような引用節タイプの認識動詞構文については、次の(3)のような、名詞句「花子の横顔」がガ格で現れる文との対応関係や、構造の分析が従来から特に問題になってきた。¹⁾

- (3) 太郎は花子の横顔が美しいと思った。

しかし本稿では、(1)と(2)の間の違い、すなわち引用節タイプと連用形タイプとの間の違いに目を向け、また特に連用形タイプの構文に存する重要な文法的制約を指摘する。そのことにより、認識動詞構文のきめ細かい文法記述のための材料を提供することと、さらには格と述語の意味との関係を捉える理論の発展に資することを目標とする。

本稿の構成を述べると、1では連用形タイプの認識動詞構文に見られる文法的制限を、連用形述語の主観性という視点から論じ、2では連用形タイプと引用節タイプの意味の違いと主文述語にかかる制限について記述する。さらに3では認識動詞構文の自発態に見られる特徴を記述し、4では特に連用形タイプを中心に、関連する文の構造のあり方に関する試論を展開する。

5は簡単なまとめである。

1. 連用形タイプにおける小節内の述語の制限—主観性の問題—

まず、前セクションで簡単に取り上げた「連用形タイプ」の構造について、もう少し詳しく見てみよう。

(4) 太郎は花子の横顔を美しく思った。 (= (2))

この文においては、名詞句「花子の横顔」はヲ格で現れているが、連用形述語「美しく」との間に、少なくとも意味的には「花子の横顔が美し(い)」という叙述関係が存する。また、一方「美しく」自体は主文述語「思った」の補足語として現れている。²⁾ そこで、文の構造を表示するいずれかのレベルにおいて、「花子の横顔を」と「美しく」が一つの構成素を成していくとする分析が可能である。すなわち、簡単に示せば次のようになる。

(5) 太郎は [花子の横顔を美しく] 思った

(5)の分析に示される構造が真に正当化されるか否かは別にして、ここでは(5)において〔 〕で示されている構成素と同じ位置に現れる要素全体を「小節」と呼んでおく。

さて、ここで問題にしたいのは、この小節内に現れ得る連用形述語には制限があるという事実である。例えば、次の(6)のような文は非文法的な文である。

(6) *太郎は新しい店員を未成年に思った。

ちなみに、(6)に対応する意味の引用節タイプの文(7)は文法的であり、引用節内に現れ得る述語の範囲は連用形タイプより広い。

(7) 太郎は新しい店員を未成年だと思った。

(6)の小節内の連用形述語「未成年に」は名詞述語であり、この制限は一見すると品詞の問題であるように見えるかもしれない。つまりこの位置に現れ得るのは形容詞——イ形容詞とナ形容詞——に限られると規定すれば良いといった見方である。実際、この位置に現れるのは形容詞がほとんどであるし、また動詞述語はこの位置に現れることができない。

しかし、この見方が単純すぎるということは、次の(8)のような文を(6)と比較してみれば分かる。

(8) 太郎は宗教が政治に及ぼす力を脅威に思った。

(8)の小節内の連用形述語「脅威に」は、(6)の「未成年に」と同様、名詞述語である。にもかかわらず、(6)と比べて容認可能性は格段に高くなる。³⁾

さらに、連用形述語が形容詞であっても、同様の非文法性を呈する文もある。例えば、次の(9)のような文である。

(9) *太郎は花子の顔色を青く思った。

従って、小節内に名詞述語が現れることは實際には決して多くはないとはいえ、この位置に現れ得るか否かという制限の問題としてその由来を考える場合、品詞だけではなく意味論的な観点も考慮に入れなければならない。⁴⁾

そこで、もう少し観察対象となる文を並べて、容認可能な文と容認不可能な文とを比較して

みよう。^{5), 6)} 小節内の連用形述語は、(10) (11) と (16) (17) がイ形容詞、(12) (13) と (18) (19) がナ形容詞、(14) (15) と (20) (21) が名詞である。

- (10) 太郎は花子の態度を好ましく思った。
- (11) 太郎は彼女との別れを寂しく思った。
- (12) 太郎はゲームに負けたことを残念に思った。
- (13) 太郎は屋敷内の空気を不気味に思った。
- (14) 太郎は会社の経営方針を問題に思った。
- (15) 太郎は家族との思い出を宝物に思った。
- (16) *太郎は野球のボールを丸く思った。
- (17) *太郎は西の空を赤く思った。
- (18) *太郎はその老人を健康に思った。
- (19) *太郎はその道をまっすぐに思った。
- (20) *太郎は花子を言語学者に思った。
- (21) *太郎はパーティーの幹事を山田に思った。

ここではまず言えることは、(10)～(15)の小節内の述語（「好ましい、寂しい、残念だ、不気味だ、問題だ、宝物だ」）は、(16)～(21)のそれ（「丸い、赤い、健康だ、まっすぐだ、言語学者だ、山田だ」）に比べて、より主観的な述語であるということである。

さらに、このことと関連して、(8) および (10)～(15) のように連用形タイプが文法的な文になる場合は次の(22)に示されるような書き換えができるのに対し、(6) (9) および (16)～(21) のように連用形タイプが非文法的になる場合にはこの書き換えによって非文法的あるいは著しく容認性の低い文ができてしまうということが指摘できる。

(22)

書き換えテスト [X ガ Y ヲ ～ク (／ニ) 思ウ] (連用形タイプ)



[X ニハ Y ガ ～イ (／ダ)]

それぞれのテスト結果を、元の例文番号とともに示すと、次のようになる。

- (23) 太郎には宗教が政治に及ぼす力が脅威だ。 (←(8))
- (24) 太郎には花子の態度が好ましい。 (←(10))
- (25) 太郎には彼女との別れが寂しい。 (←(11))
- (26) 太郎にはゲームで負けたことが残念だ。 (←(12))
- (27) 太郎には屋敷内の空気が不気味だ。 (←(13))
- (28) 太郎には会社の経営方針が問題だ。 (←(14))

(29) 太郎には家族との思い出が宝物だ。(\leftarrow (15))

(30) *太郎には新しい店員が未成年だ。(\leftarrow (6))

(31) ??太郎には花子の顔色が青い。(\leftarrow (9))

(32) ??太郎には野球のボールが丸い。(\leftarrow (16))

(33) ??太郎には西の空が赤い。(\leftarrow (17))

(34) *太郎にはその老人が健康だ。(\leftarrow (18))

(35) ??太郎にはその道がまっすぐだ。 (\leftarrow (19))

(36) *太郎には花子が言語学者だ。(\leftarrow (20))

(37) *太郎にはパーティーの幹事が山田だ。(\leftarrow (21))

(31) (32) (33) (35)などに若干の容認性が認められるように思えるのは、「青い」「丸い」「赤い」「まっすぐだ」という述語にある程度無理をして主観的な意味を読み込んだ場合に限られるようである。すなわち、「本当は青くない花子の顔色が気が動転した太郎には青い」、「本当は丸くない野球のボールが重度の乱視である太郎には丸い」、「本当は赤くない西の空が色覚異常の太郎には赤い」、「本当は曲がっている道が幻覚をきたした太郎にはまっすぐだ」などといった類の特別な解釈が必要になる。

上のような容認性の微妙な揺れはともかく、小節内に現れ得る述語であるかどうかが、(22)の書き換えテストの結果と対応するという事実は注目に値する。ここでは、この対応関係を次のような文法的原則の形で記述しておく。

(38)

〈小節内述語の主觀性の原則〉： 連用形タイプの認識動詞構文における小節内述語 P は、「X(人)ニハ Yガ P」と言い換え可能な述語でなければならない。

なお、ここで「Xニハ」という形で現れる要素は、主觀のありかを表している。⁷⁾

2. 連用形タイプと引用節タイプの意味のあり方の違い

さて、ここではまず連用形タイプと引用節タイプの意味のあり方の違いについて考察する。例えば、次の(39)は連用形タイプ、(40)は引用節タイプの認識動詞構文であるが、意味のあり方は微妙に異なる。

(39) 花子は太郎と結婚できないことを悲しく思った。

(40) 花子は太郎と結婚できないことを悲しいと思った。

この意味の異なりを十全に明らかにするのは容易ではないが、以下に少しく試みてみよう。

(39)でも(40)でも「悲しい」という心理状態が花子の中に存するという点では同じであるようと思われる。異なるのは、花子自身によるこの心理状態の客観化、あるいは「ロゴス化」と

でも言うべき操作を、(39)は意味しないのに対し、(40)では意味するという点ではないだろうか。

それは(39)の述語が、「悲しく」というテンス形式を持たない形であることと関連していると考えられる。(40)の「悲しい」は、主文末の述語が持つようなテンスの機能は持たないにしても、形としてはテンス形式を持つと言える。それゆえ(40)においては、「悲しい」という心理状態が、「思った」という認識動作とは一応分節された形で認識されていることになるのであろう。

このことを主文述語の意味という観点から見れば、同じ「思った」という述語であっても、(39)の「思った」が表しているものは「心内印象」、(40)の「思った」が表しているものは「心内ロゴス」とでも名付けられるようなものと言えるであろう。

ちなみに、連用形タイプを作る主文述語の範囲は、引用節タイプを作る主文述語の範囲よりも狭い。例えば、「考える」は連用形タイプを作りにくく、「知る」は連用形タイプを作れない。例えば次の(41)～(44)を見てみよう。⁸⁾

(41) 太郎は花子の性格を優しいと考えている。

(42) ??太郎は花子の性格を優しく考えている。

(43) 太郎は花子の性格を優しいと知っている。

(44) *太郎は花子の性格を優しく知っている。

(42) (44)の容認可能性が低いのは、連用形タイプが、小節内述語だけでなく主文述語にも主観性を要求するからであろう。つまり「考える」「知っている」は連用形タイプを作るには主観性が弱すぎるということである。それに対して、「思う」「感じる」のように主観性の強い述語は連用形タイプをかなり自由に作ることができる。

(45) 太郎は花子の性格を優しく思った。

(46) 太郎は花子の性格を優しく感じた。

これらの述語の主観性の強弱は、例えば「なんとなく」や「根拠無く」のような、客観性の弱さを表す副詞的成分が付きやすいかどうかによっても、微妙ながら示される。

(47) なんとなく／根拠無く (そう) 思った。

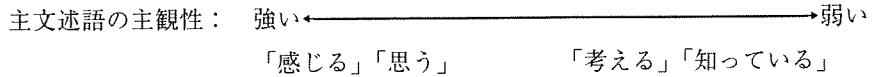
(48) なんとなく／根拠無く (そう) 感じた。

(49) ?なんとなく／根拠無く (そう) 考えている。

(50) ??なんとなく／根拠無く (そう) 知っている。

従って、主文述語の意味を、再び主観性という観点から見れば、およそ次の(51)のような図式が成り立つと考えられる。

(51)



3. 認識動詞構文の自発態に見られる特徴

ここでは、次の(52)～(55)のように、認識動詞構文がその主文述語に「～れる・られる」や「～える」といった形式を伴い、自発的な意味を持つ構文を、便宜上、認識動詞構文の「自発態」と呼ぶことにする。

- (52) 太郎には花子の横顔が美しく思われた／思えた。
- (53) 太郎には花子の横顔が美しいと思われた／思えた。
- (54) 太郎には花子の横顔が美しく感じられた。
- (55) 太郎には花子の横顔が美しいと感じられた。

これらの認識動詞構文の自発態は、対応する能動態に見られたような小節内述語の主觀性に関わる制限が見られないという特徴を持つ。例えば、次の(56)～(59)を比較してみよう。

- (56) 太郎はその新人を未成年だと思った。
- (57) *太郎はその新人を未成年に思った。
- (58) 太郎にはその新人が未成年だと思われた／思えた。
- (59) 太郎にはその新人が未成年に思われた／思えた。

能動態の(57)がセクション1で記述した「小節内述語の主觀性の原則」に反することによって非文法的になるのに対し、自発態の(59)は同じ「未成年に」という述語が現れているにも関わらず文法的な文となる。

同様に、以下の(60)～(65)の文も文法的な文になる。(cf. (16)～(21))

- (60) 太郎には野球のボールが丸く思われた／思えた。
- (61) 太郎には西の空が赤く思われた／思えた。
- (62) 太郎にはその老人が健康に思われた／思えた。
- (63) 太郎にはその道がまっすぐに思われた／思えた。
- (64) 太郎には花子が言語学者に思われた／思えた。
- (65) 太郎にはパーティーの幹事が山田に思われた／思えた。

なぜ、このように自発態には能動態に見られるような制限がかからないのか、その理由については次の4で考えるとして、ここでは上のような文法現象が存在するということ、および、認識動詞構文のきめ細かい文法記述と分析のためには、この事実を考慮に入れる必要があるということを強調しておきたい。

4. 構造解明に向けて

ここでは、認識動詞構文の各タイプの構造と、これまでのセクションで観察された文法的制限の説明に向けて、幾分思弁的な側面も含んだ試論を展開する。

まず、説明されるべき事実を整理してみると、次のようにまとめられる。

- I) 連用形タイプの小節内の述語は主觀性を有する述語でなければならない。

- II) 引用節タイプの場合、この制限はかからない。
- III) どちらのタイプであっても、自発態ではこの制限はかからない。
- これらの事実と、連用形タイプの構造を関連付けるとすると、以下のような仮説を立てることが可能であるように思われる。

第一に、I の事実は、連用形タイプの主文述語と小節内の述語との間の構造的結びつきの強さ、およびそれに必要な意味的整合性ということに起因する可能性がある。例えば、やや単純化して述べれば、「思う」という主観的な主文述語は、「寂しく」のようなやはり主観的な小節内述語と相性が良いということである。それに対して、「未成年に」や「青く」のような主観性の弱い述語が小節内に生じた場合、主文述語の主観性との整合性を欠き、連用形タイプの構造を作ることができないと考えられる。

では、連用形タイプの構造がどうなっているかを考えてみよう。セクション1で取り上げた(5)の構造を、(66)としてここに再び示してみる。

(66) 太郎は [花子の横顔を美しく] 思った (= (5))

文の表示のあるレベルでこのような構造が存在するか否かは別として、いずれかの表示レベルでは次の(67)のような構造を仮定することができる。

(67) 太郎は 花子の横顔を [美しく思った]

なぜなら、主観性に関する意味的整合性は、構造的に「美しく」と「思った」が何らかの意味で密に結びつく(仮に「融合」と呼んでおく)ために必要なものであると考えれば、自然に説明されるからである。これを簡単に図で示せば、およそ次のようになる。

(68) a.



b. *



すなわち、(68a)のように [+主觀性] 同士の述語は適切に融合して [寂しく思う] といった一つの述語を作り、ヲ格名詞句に意味役割〈対象〉を付与する、あるいは〈対象〉として解釈されることを許すことができる。

それに対して、(68b)のように、[-主觀性] と [+主觀性] の述語は適切に融合することができない。結果としてヲ格名詞句が〈対象〉として解釈されることが許されず、完全な解釈が行われない、つまり派生が破綻するということである。⁹⁾

しかし、上の議論のラインが正しいとしても、IIとIIIの事実、すなわち引用節タイプや自発態においてはこのような述語の融合が起こる必要が無いという事実は、いかにして説明され得るだろうか。

阿部1991では、引用節タイプの場合、次のような構造を仮定している。

(69) 太郎は [花子の横顔を] i [t_i 美しいと] 思った



すなわち、 \forall 名詞句「花子の横顔」は、引用節の主語位置から引用節の外へ移動している。しかしこの位置にあっても、移動の痕跡「 t 」と同じ指標「 i 」を持ち、述語「美しい」の主語としての性格を維持している。従って、例えば(70)のように、「美しい」の尊敬語化のトリガーとなることができる。

(70) 太郎は先生の横顔をお美しいと思った。

これに対して、連用形タイプの場合、似たような構造を仮定することもできるが、重要な違いがある。すなわち、連用形タイプの \forall 格名詞句は、テンスの無い小節の主語ではあり得ても、テンス形式のある節の主語としての性格は有していないということである。

そこで、次の2つの仮定をすることによって、上のI～IIIの事実を説明することができよう。

(71) 文中の全ての名詞句は何らかの意味役割を持つ要素として解釈されなければならぬ。

(72) 〈述べられる対象〉という意味役割を持つ要素としての解釈が、次のiまたはiiのいずれかの条件を満たす名詞句に許される。

i. テンス形式のある節の主語である。

ii. ガ格で標示される。

このように規定すると、引用節タイプの \forall 格名詞句はiにより、また自発態のガ格名詞句はiiにより、それぞれ適切に意味役割上の解釈が行われる。

それに対して、連用形タイプ（能動態）の場合、 \forall 格名詞句は(72)によって(71)を満たすことはできない。(71)を満たすためには、融合によって一つになった述語（例えば「美しく思う」）によって、〈対象〉としての意味役割を持つ要素としての解釈が可能にされなければならない。ところが、主觀性にかかる整合性などの問題からそれが不可能である場合、(71)に違反し、派生は破綻する。

このような説明はあくまで仮説であり、真に適切なものであるかどうかは今後さらに吟味される必要がある。

5.まとめ

本稿では、特に認識動詞構文の2つのタイプについて考察を進めた。特に記述的には、すでにセクション4でまとめた三つの事実が重要である。繰り返すと、

I) 連用形タイプの小節内の述語は主觀性を有する述語でなければならない。

II) 引用節タイプの場合、この制限はかかるない。

III) どちらのタイプであっても、自発態ではこの制限はかかるない。

ということである。

また、セクション4で提示した仮説は、意味役割の解釈という観点から構築したものであるが、これとは異なるタイプの説明、例えばいわゆる「ブルツィオの一般化」と絡めた議論なども可能であるかもしれない。こういった点については後の考察に委ねることとする。

※本稿の考察のきっかけは、日本語記述文法研究会における筆者の発表の際になされた議論である。貴重なコメントを下さった高梨信乃氏をはじめとするメンバーの方々に謝意を表したい。もちろん、本稿の至らない点全ては筆者の責任である。

〈注〉

- 1) 例えは阿部1991など。
- 2) 益岡1987はこれを踏まえ、(2)における「美しく」と同じ位置に現れる要素を「属性叙述補足語」と呼んでいる。但し、益岡の「属性叙述補足語」は(1)における「美しいと」のような引用節も含んでいる。
- 3) (8)の文を日本語としてやや不自然に感じる母語話者もいるかもしれない。しかしそのような場合でも、(6)の文と同程度に容認不可能であるとは感じないであろう。
- 4) 益岡(前掲書)の「属性叙述」という性格付けは、問題の位置に現れる要素(「属性叙述補足語」)について、本稿の引用節タイプと連用形タイプのいずれの場合にも当てはまるものである。従って「属性叙述」という概念は、ここで扱っている現象——連用形タイプにおける小節内の述語の制限一一を説明することができないということは言うまでもない。
- 5) 主文述語が異なる場合、たとえば「思う」である場合と「感じる」である場合とで容認可能性に違いが出てくるケースがあるという問題がある。傾向としては、「感じる」の方が「思う」よりも小節内に現れる述語の制限が弱くなるようである。例えは、次の(i)よりも(ii)の方が容認性が高くなるようである。
 - (i) *太郎はその道をまっすぐに思った。
 - (ii) 太郎はその道をまっすぐに感じた。
- 議論の単純化のため、ここでは深く立ち入らない。
- 6) 半ば慣用化した表現、たとえば「～を誇りに思う」などは認識動詞構文とは別ものと考えておく。
- 7) 「Xニハ」に主観のありか——仮に〈経験者〉の意味役割を持つ要素としておく——以外の要素が現れる述語の場合は(38)のテストに通ったとは見なせない。例えは「必要だ」は形の上では「太郎ニハ金ガ必要ダ」という構文を作れるが、だからといって主観性を持つとは言えない。「太郎ニハ」は主観のありかではないからである。従って「??太郎は金を必要に思った」の容認性が低いとしても、(38)の原則の反例とはならない。
- 8) 「～ている」というアスペクト形式をつけるか否かによって文の容認性が変わってくるケースがあるかもしれないが、ここではこの点についての分析を省く。
- 9) ここではチョムスキーのミニマリスト・プログラム的な枠組みを極めて大雑把な形で援用しているが、理論を厳密に適用しているわけではないことに注意。

〈参考文献〉

- 阿部 忍1991：「認識動詞構文の構造と格」『待兼山論叢』第25号日本学篇, pp.17–31. (大阪大学文学会)
- 益岡隆志1987：『命題の文法』くろしお出版
- Chomsky, N (1981) : *Lectures on government and binding*. Dordrecht : Foris.
- Chomsky, N (1986) : *Knowledge of language*. New York: Praeger.
- Chomsky, N (1995) : *The minimalist program*. Cambridge, Mass.: MIT Press.

